

審議会等の会議結果報告

1 会議名	令和6年度第1回津市防災会議
2 開催日時	令和6年11月8日(金) 午後1時30分から午後2時30分まで
3 開催場所	津南防災コミュニティセンター 大ホールA・B
4 出席した者の氏名	<p>(出席者)</p> <p>津地方気象台 台長 原田 育郎 国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所 所長 時岡 利和 三重県津地域防災総合事務所 所長 阪 靖之 三重県津建設事務所 所長 関山 治利 三重県津警察署 署長 柳生 裕也 三重県津南警察署 署長 堀井 達也 津市消防団 団長 磯田 泰之 中部電力パワーグリッド株式会社三重支社 副支社長 鈴木 克哉 東邦ガスネットワーク株式会社 三重事業所 所長 辻村 好正 三重県津LPガス協議会 会長 林 泰弘 近畿日本鉄道株式会社 津駅長 西口 尚 三重交通株式会社中勢営業所 所長 谷 直人 一般社団法人三重県トラック協会津支部 支部長 田村 三千夫 日本通運株式会社三重支店津事業所 所長 前川 寧宏 津市自主防災協議会 会長 中村 保親 陸上自衛隊第33普通科連隊第1中隊 中隊長 千葉 浩雅 公益社団法人津地区医師会 副会長 河村 勝弘 一般社団法人三重県建設業協会一志支部 支部長 藤谷 文彦 株式会社ZTV 津放送局長 清水 麻紀子 中勢森林組合 代表理事組合長 森 秀美 津商工会議所 常務理事 塚澤 正樹 津市自治会連合会 副会長 横田 明人 津市母子父子寡婦福祉会 会長 大富 久子 社会福祉法人津市社会福祉協議会 会長 石川 博之 津市消防団一志方面団コスモス分団 分団員 瀧 優子 津市長 前葉 泰幸 津市副市長 山下 佳寿 津市副市長 南条 弥生 津市上下水道事業管理者 松下 浩己 津市教育長 森 昌彦</p> <p>(事務局)</p> <p>危機管理部 部長 小谷 寛 危機管理部 次長 別府 博 危機管理部 参与 竹内 主信 建設部 建設政策担当参事 奥村 昌弘 建設部 建設政策課長 杉崎 雅人 防災室 室長 山口 敬正 防災室 担当主幹 新山 雅人 危機管理課 課長 濱地 秀幸 危機管理課 調整・担当主幹 駒田 岳一 危機管理課 担当副主幹 西村 光賀</p>

	危機管理課 主事 山川 広剛 危機管理課 主事 後藤 貴浩 危機管理課 主事補 田邊 萌
5 内容	(1) 津市地域防災計画（風水害等対策編、震災対策編、津波対策編、資料編）の令和6年度修正（案）について (2) 津市地域防災計画に関連する計画について ア 津市災害時受援計画の令和6年度修正（案）について イ 津市道路啓開計画（案）について (3) その他
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	13人
8 担当	危機管理部危機管理課危機管理担当 電話番号 059-229-3281 E-mail 229-3281@city.tsu.lg.jp

・議事の内容 下記のとおり

司会（危機管理部長） それでは定刻となりましたので、只今から、会議を開催いたします。
本日の会議の司会を務めさせていただきます、津市危機管理部長の小谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様には御多用のところ、本日ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。本年度の会議は当初、年1回とする旨を御案内させていただきましたが、能登半島地震で明らかとなった課題への対応等を踏まえて、津市地域防災計画に関連して本市が策定しました津市災害時受援計画の令和6年度修正（案）及び本年度新たに策定します津市道路啓開計画（案）についても御意見を賜りたく、本日、会議を開催させていただくことといたしました。それでは、開催にあたりまして、津市防災会議会長であります「津市長前葉 泰幸」から御挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

会長（市長） 皆さんこんにちは。本日はそれぞれお忙しいところ津市防災会議に御出席いただき、誠にありがとうございます。ただいま危機管理部長から申し上げましたように、当初、最初の意見照会は事務的にさせていただいて、各委員の御所属の方々から丁寧に御覧いただき、その結果をこの場所で決定していこうと考えていましたが、色々と議論が深まりまして、この段階で一度、委員の皆様にご説明を差し上げて、様々な御検討をいただきつつ、結果として、またさらに積み上げた修正などをさせていただいて、来年2月7日にもう一度会議を開き、正式決定させていただこうと考えを改めました。

ただ、お願いをする以上は、どういうことだったのかというのを申し上げますと、能登半島地震の時に、実際に私どもの緊急消防援助隊は、1月10日に現地に入り、その段階で道路の通行が非常に難しい状態にあり、救急車を先行投入し、あとで大型車が入っているというようなことがありました。これを見たときに私は、なんとしても現地にスムーズに他県からの応援部隊が入っていただくことが何よりも大切であると強く思い、受援の体制を整えようということを決意しました。

そこで、4月に入ってから自衛隊、警察、消防が実際に能登へ入った時にどういう事を見てきたか、あるいは感じたかということをお教えいただく研修会を幹部職員、管理職500人集め、聴かせていただきました。

その後、実際の支援を受ける方の御担当の皆さんにお集まりいただいて、検討会を行いました。その時点で分かったことは、道路啓開の計画、つまりどうやってルートを確保するかということについては、中部の場合は非常に

良い体制が整えられている。中部では、中部版くしの歯作戦を作って、しかも三重河川国道事務所におかれては、それを国、県、市でしっかりと連携をして、このくしの歯をちゃんと展開しようというところできているということがわかり、一安心をしたのですが、このくしの歯の中で、どのルートをどのように通って、支援を受けるのか、つまり他県の部隊が安濃サービスエリアに着いたあと、どうやって進出拠点まで進むのかということについては、その時々々の被災状況で判断するとなっていました。それはその通りであります。このルートがおそらく通る道として有力であろう、あるいは普通ならこの道を通るだろうということを明らかにしておく方が、実際にそういうことがあった時に、有効だろうと感じました。そのようなことを津市から国、県に御相談させていただいたところ、それを検討しようという話になりました。

そこで、今日は受援計画の修正をして、県外からの支援をしっかりと受けることを聞きながら、なおかつ、それを具体的にこのルートで道路を啓開しようということをあらかじめ記載しておくことを決めましたので、受援計画の修正案と道路啓開計画の案を持ってきました。

ところで、この中部版くしの歯作戦三重県域の体制というのは非常によくできてまして、どこからどこまでをパトロールし、どこの啓開を担当するかということについて、非常にしっかりと建設業協会との間で話が事前にできていて、具体的な企業の名前まで指定をしてあり、これはかなり進んでる状態です。従って、その企業に出させていただきますが、それをおそらくこのルートを啓開しなければいけないので、こうなりますよということをおあらかじめ、御理解いただいているということの大切さということを感じながら、この計画の案を作りました。

もう一つありまして、そういうことをしているうちに、それが実は12時間後だということに気がつきました。他県部隊が入ってくるのが12時間ほど、12時間後までにそれができればいいということになってるわけですが、それはそれで大変なんです。その前に、我々何やってるかなということをお考えました。自衛隊は、もうすでに地元の部隊が救命活動に出ていますし、警察は最初から動いている。津市も消防も動いているが、例えば、消防署周り、警察署周り、それから久居駐屯地の周りが道路啓開されてなければならぬということになりまして、地元部隊が出ていて、助けた人を病院に運ぶときに、病院の前が道路啓開できてなければ困ります。例えば、永井病院の前は市道で、くしの歯の中に入ってないが、あそこは通れるようにしておかなければならないということに気がつきました。そこで、受援ルート以外に救助ルートというのを作り、救助をするための道路啓開の場所もあらかじめ決めておくことにしました。

従って、今日お示しするものは、地域防災計画の修正で、受援体制をしっかりと整えて、そして受援計画、道路啓開計画を具体的に定めますということをお書かせていただく修正をしますが、加えて、実際の受援計画、道路啓開計画を御覧いただき、1か月ぐらいかけて確認をしていただきたいと思います。

実は、こういう形で受援体制を整えるということは、あまり全国的にも例がないということで、消防の緊急援助隊を所管する総務省消防庁の広域応援室長にこの話をしてみたところ、総務省消防庁としては広域応援を出す方についてずっと注目していたが、受ける方、広域応援部隊で現地に入ってスムーズに活動できるかどうかというのを、自治体の防災計画なり受援計画にきちんと書いてなければいけないが、あまりそこは注意してみたことがなかったと言っていましたので、この計画案を一昨日に総務省消防庁に届けました。そして、11月16日の防災訓練で本部が運営できるかどうか検証してみたいと言ったところ、現地に来ると言っていました。もしこれがいい

い計画で整えば、全国的にあまり例のない計画になるかもしれないなど思っております。かなり入れ込んだ思いでこの計画は作りましたので、皆様方にはどうぞ忌憚のない御意見を、気づきを今日、この場でお気づきになったら、もうすぐに発言していただければと思いますし、そうでなければ、後ほどまた他の皆様と御協議いただいておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

司会（危機管理部長）

ありがとうございました。本日の会議に関して、数点御案内をいたします。まず、本会議は公開を前提に開催することとしており、会議の結果につきましては、津市ホームページ等でその概要を公開させていただきますので、よろしく願いいたします。

また、本日御説明させていただく修正案等につきましては、本日の会議で御意見・御提案等をいただくほか、お持ち帰りいただき、各機関で御確認、御検討いただいた結果、御意見・御提案等がございましたら、後ほど御案内する方法で、危機管理部までお知らせいただきますようお願いいたします。

それでは本日の議題に入ります。

議事の進行は、津市防災会議に関する条例第3条の規定により、会長の津市長をお願いいたします。

市長、よろしくお願いいたします。

会長（市長）

それでは、これより私が議事を進めさせていただきます。

本日、御審議いただきます議題(1)「津市地域防災計画（風水害等対策編、震災対策編、津波対策編、資料編）の令和6年度修正（案）について」を議題とさせていただきます。

それでは、津市地域防災計画（風水害等対策編、震災対策編、津波対策編、資料編）の令和6年度修正（案）について、事務局より説明をお願いします。

事務局（危機管理課長）

危機管理課長の濱地でございます。

只今から15分程度お時間をいただきまして、津市地域防災計画の令和6年度修正案の主な修正箇所について、お手元の資料に沿ってご説明させていただきます。

なお、本修正案に対する御質問につきましては、説明終了後にお受けしたいと考えておりますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

まず、議題の説明に入らせていただく前に、配付資料の確認をお願いいたします。

①点目に本日の事項書、②点目に座席表。

次に、議題(1)の資料といたしまして、③点目として、資料1-1「津市地域防災計画令和6年度修正（案）について」A4縦の両面印刷1枚のもの、④点目として、資料1-2「津市地域防災計画令和6年度修正に係る修正項目数一覧表」A4横の片面印刷1枚のもの、⑤、⑥、⑦点目は、資料2-1、資料2-2、資料2-3「令和6年度津市地域防災計画新旧対照表（案）」のそれぞれ「風水害等対策編」、「震災対策編」、「津波対策編」の3種類で、A4横綴じのもの。⑧点目として、資料3「津市地域防災計画令和6年度修正内容一覧（案）津市案」で、A4横綴じのもの、⑨点目として、資料4「津市地域防災計画（風水害等対策編、震災対策編、津波対策編、資料編）令和6年度修正に対する意見等の内容と意見等に対する考え方（防災会議委員分）」で、A4横綴じのもの、⑩点目として、資料4に係る別紙、⑪点目として、資料5「津市地域防災計画の令和6年度修正（案）等に係る意見提出について（依頼）」文書となります。

次に、議題(2)の資料としまして、⑫点目として、資料6-1「津市災害時

受援計画（令和6年度修正案）の概要」、A4縦綴じのもの、⑬点目として、資料6-2「津市災害時受援計画令和6年度修正（案）」A4縦綴じのもの、⑭点目として、資料7-1「津市道路啓開計画（案）の概要」A4縦綴じのもの、⑮点目として、資料7-2「津市道路啓開計画（案）」A4縦綴じのもの、となっています。

以上でございますが、資料が多くなっております。配付資料に不備等がございましたら、挙手によりお申し出ください。

資料はお揃いでしょうか。

それでは、津市地域防災計画令和6年度修正（案）について、ご説明いたします。

お手元の資料1-1「津市地域防災計画 令和6年度修正（案）について」と資料1-2「津市地域防災計画令和6年度修正に係る修正項目数一覧表」をご覧ください。

資料1-2「津市地域防災計画令和6年度修正に係る修正項目数一覧表」のとおり、軽微な文言修正も含め修正項目数は168項目となっております、多数ございますので、資料1-1の「津市地域防災計画令和6年度修正（案）について」の2の主な修正内容と資料2-1から資料2-3の「令和6年度津市地域防災計画新旧対照表（案）」、現行の津市地域防災計画令和5年度修正の本編の掲載箇所も御案内しながら御説明いたします。

次に、資料の見方についてご説明いたします。

例として、資料2-1「風水害等対策編の新旧対照表（案）」の1ページをご覧ください。

表の一番左端の「No.」の項目ですが、その番号につきましては、今回、修正案として提出した項目番号になります。その右隣の「頁」と「行」につきましては、津市地域防災計画（風水害等対策編）令和5年度修正の何ページの何行目に掲載してあるかを示しています。

その右隣に「旧」と「新」の欄がありますが、「旧」の欄が、令和5年度修正の状況で、「新」の欄が今回、令和6年度修正案としてお示しさせていただき内容となっております。

新旧対照表では、今回、修正等を行なおうとする箇所に、アンダーラインを引いてありますので、併せてご確認ください。

また、資料3の津市地域防災計画令和6年度修正内容一覧（案）津市案は、市各部からの修正内容や本年6月4日に防災会議委員の皆様へ依頼させていただき、御提出いただきました修正内容について一覧にしたもので、表の左からNo.、防災計画の冊子名、頁、修正前、修正に係る提案内容、提案理由が記載してあります。

市各部からは、計画各編の145項目について意見があり、また、防災会議委員の皆様から頂いた意見29項目で、計174項目ですが、6項目が重複しておりますので、168項目について修正を行うもので、それらを記したものととなっております。

なお、アンダーラインを引いた部分が、新旧対照表と同様に、今回の修正箇所となっております。

次に、資料4の津市地域防災計画（「風水害等対策編」、「震災対策編」、「津波対策編」、「資料編」）令和6年度修正に対する意見に対する考え方（防災会議委員分）は、先程の資料3にも含まれておりますが、防災会議委員の皆様から頂きました、御意見の内容、御意見に対する考え方を記載しております。

それでは、津市地域防災計画（各編）の令和6年度修正案について、その主な修正内容についてご説明させていただきます。

資料1-1と資料2-1から資料2-3を基に、御説明させていただきます。

資料1-1の「津市地域防災計画令和6年度修正案について」の2の主な修正内容」をご覧ください。

今回の主な修正内容を、3つの視点から分類してまとめております。

(1)の「令和6年能登半島地震における課題への対応」としまして、令和6年能登半島地震における被災状況を踏まえ、県外等からの救助部隊が到着した際の活動が円滑かつ的確に行えるよう、顕在化した課題を整理し、本市の災害時における各種計画の策定及び見直し、各機関相互の連携や情報共有のあり方などを記載いたします。

まず、アの津市災害時受援計画の全面的な見直しとしまして、後ほど議題の2において、御説明をいたしますが、令和6年能登半島地震では、現場への適切な迂回ルートの確保や必要な交通規制等、応援部隊の受入れに課題があったことから、全国から本市に集結する応援部隊等を円滑に受入れ、その支援を最大限に活用できるよう応援部隊との情報の共有方法や支援活動の要請内容等を具体的に記載するなど津市災害時受援計画を見直した旨を記載いたします。

資料2-2「令和6年度津市地域防災計画（震災対策編）新旧対照表（案）」3頁をお願いします。

No.4のアンダーラインを引いた部分が、今回の修正箇所になります。

次に、資料1-1に戻っていただきまして、イの応援部隊受入れ後の情報伝達の実施といたしましては、人命救助等の活動が効果的かつ円滑に行われるよう、大規模災害時に全国から派遣される応援部隊に対し、被害想定区域や人的・物的被害、道路損壊状況、通行可能経路、その他活動に必要な情報を迅速に収集・集約の上、応援部隊に伝達する旨を記載いたします。

資料2-2の8頁をお願いします。

No.8のアンダーラインを引いた部分が、今回の修正箇所になります。

12頁をお願いします。

No.12のアンダーラインを引いた部分が、今回の修正箇所になります。

資料1-1に戻っていただきまして、ウの大規模災害時の交通機能確保に向けた取組といたしましては、災害発生時の救助活動や支援物資の輸送体制を早期に確保するため、国・県等関係機関と連携し、道路啓開ルートの選定や必要な交通規制を実施するなど、道路啓開作業の実効性の向上に取り組む旨を記載いたします。

また、国・県等関係機関と連携して一体的な道路啓開となるよう「津市道路啓開計画」を策定し、優先啓開道路から啓開作業を実施し、逐次重要な生活道路の啓開を進める旨を記載いたします。

なお、「津市道路啓開計画」策定後は、関係機関との合同訓練等の結果を反映させる等、計画の充実を図るとともに、関係機関との連携・協力体制の強化に努める旨を記載いたします。

資料2-25頁をお願いします。

No.6のアンダーラインを引いた部分、11頁をお願いします。11頁から12頁にかけて、No.10、No.11のアンダーラインを引いた部分が、今回の修正箇所になります。

資料1-1に戻っていただきまして、(2)の南海トラフ地震臨時情報における課題への対応といたしまして、本年8月8日に令和元年の運用開始以降、南海トラフ地震臨時情報が初めて発表されたことを踏まえ、市災害対策本部の配備基準や後発地震に備えた避難への対応について見直しを行うとともに、臨時情報発表における広報内容等について、より具体的に記載いたします。

資料2-2の1頁をお願いします。

No.2のアンダーラインを引いた部分、2頁をお願いします。2頁から3頁にかけてNo.3のアンダーラインを引いた部分、

5頁をお願いします。5頁から8頁にかけてNo.7のアンダーラインを引いた部分。

9頁をお願いします。9頁から11頁にかけてNo.9のアンダーラインを引いた部分が、今回の修正箇所になります。

資料1-1に戻っていただきまして、最後に(3)の中小河川における避難情報発令基準の設定といたしまして、現在、市内15の中小河川に設定した避難情報発令の判断地点及び判断基準について、久居地域の赤川や美里地域の久保川など8河川について新たに基準を設定したことから、その内容を記載します。

また、災害情報管理システム等による水位監視に加え、市災害対策本部(各部・各支部)は、三重県津地方部等と連携し、必要な水位情報の把握に努める旨を記載いたします。

資料2-1の1頁をお願いします。

1頁から8頁にかけて、No.1のアンダーラインを引いた部分が、今回の修正箇所になります。

なお、資料につきましては、資料2-2の震災対策編を中心に御説明をさせていただきますましたが、津市地域防災計画につきましては、風水害等対策編、津波対策編におきましても、同様の記載がある場合は、関連する事項につきましては同様の修正を行わせていただいております。

お手数ですが、資料1-1にお戻りください。

最後に、3のスケジュールでございます。

ただいま御説明いたしました、津市地域防災計画の令和6年度修正(案)につきましては、今後、約1カ月間で委員の皆様から、御意見・御提案をいただくこととしております。

また、11月18日から12月17日までの間、パブリックコメントにより、広く市民の皆様の御意見も募集いたします。

その後、いただきました御意見等に対しまして、更に検討・修正を加え、令和7年2月7日に第2回津市防災会議を開催いたしまして、再度、皆様に御審議・御確認をいただき、津市地域防災計画令和6年度修正の決定としたと考えております。

決定後は、直ちに津市ホームページ等での公表及び三重県への報告を行うこととしております。

以上で事務局からの説明を終わります。

御審議よろしくお願いたします。

会長(市長) 只今、事務局より、津市地域防災計画の令和6年度修正(案)につきまして御説明いただきましたが、委員の皆様から、只今の説明に対する御意見や御質問をいただきたいと思っております。また、御提案などでも結構ですので、お受けしたいと思っております。いかがでしょうか。

河村委員 質問ではなくお願いになりますが、資料の何ページの何と言われますが、スピードが早く、追いつかないので、初めから説明の横に括弧でページ等を入れていただけるとありがたいと思っておりますので、来年度からよろしくお願いたします。

会長(市長) ありがとうございます。それでは、事務局からお答えしてください。

事務局(危機管理課長) 大変失礼いたしました。次回以降、資料の順番が分かりやすくなるように改善させていただきたいと思っております。

会長(市長) では、他の御意見どうぞ、お願いたします。

ございませんか。

それでは議題(2)「津市地域防災計画に関連する計画として津市災害時受援計画の令和6年度修正(案)及び津市道路啓開計画(案)について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局(防災室長)

防災室長の山口でございます。

只今から15分程度お時間をいただきまして、津市災害時受援計画の令和6年度修正(案)の主な修正箇所と、本年度新たに策定いたします津市道路啓開計画(案)の概要について、お手元の資料に沿って御説明させていただきます。

なお、御質問につきましては、説明終了後にお受けしたいと考えておりますので、御協力の程よろしくお願いいたします。

それでは、津市災害時受援計画の令和6年度修正(案)について、御説明いたします。

資料は6-1「津市災害時受援計画(令和6年度修正案)の概要」及び6-2「津市災害時受援計画令和6年度修正(案)」でございます。

資料6-1を御覧ください。

1の(1)本年度の修正等の考え方につきましては、本年1月の能登半島地震の課題を踏まえた受援体制整備事業として、様々な取組を推進してまいりましたが、発災直後の地元消防や自衛隊、警察による活動はもとより、全国から派遣される応援部隊を円滑に受け入れ、迅速な人命救助に結びつけるための本市の災害応急対応について、概ね72時間までの具体的な行動要領の明確化など、全面的な修正を行ったものでございます。

下段の(2)全体構成の見直しの図表を御覧いただきますと、左の現行計画では、末尾の第5章に「その他の受援活動に関する事項」として、自衛隊、消防、警察等の救助関係機関に関する事項を記述しておりますが、能登半島地震の教訓から発想を転換し、人命救助を最優先に行うため、救助関係機関の行動に合わせた本市の受援体制の整備を重視して、修正案では総論に次ぐ第2章に救助関係機関等の受け入れを設定の上、自衛隊、警察、消防の各機関の行動と本市の災害対策本部の行動を具体的に記述するなど、全面的な見直しを行ったものでございます。そのため、今回の修正は新旧対象表でのお示しが難しく、概要はこの6-1により御説明させていただき、詳細は、資料6-2の計画本文を適宜、御参照くださいますようお願いいたします。

2ページを御覧ください。

主な修正内容につきましては、2の(1)救助関係機関等の受け入れに係る修正内容では、(ア)の救助関係機関等との連携体制の整理及び救助活動拠点等の選定について、全国から応援派遣される自衛隊等の救助関係機関の部隊が津市内に到着する際に、必要な情報共有を行うための体制を確立することや各部隊が活動の拠点とする場所について、三重県広域受援計画に基づく救助活動拠点を明記するとともに、発災直後で市内の被害状況が判明しない場合に、救助関係機関が救助に向かう現場の選定の参考とするため、今回の見直しにより、本市独自の救出救助重点地域を選定いたしました。

この地域の選定に当たりましては、南海トラフ地震による被害想定に基づき三重県が実施した調査結果を参照し、特に本市で甚大な被害が予想される沿岸部を重点に、その区域を選定したものでございます。

3ページを御覧ください。

全国からの応援部隊が本市に派遣される際に、第一次的に集結する進出拠点と、その後部隊の活動エリアが決まり、部隊の活動拠点となる救助活動拠点を図示したものでございます。

4ページを御覧ください。

上段(イ)の各拠点等を中心とした通行ルートの確保につきましては、後ほど御説明いたします「津市道路啓開計画」において想定している優先啓開ルートが、応援部隊の活動に極めて重要な位置付けにあり、これを前提とした受援対応が不可欠となることから、この計画においても必要な事項を記述いたしました。表に記載している救急想定ルート、受援想定ルートにつきましては、この後の道路啓開計画において詳細を御説明いたします。

このほか、救助関係機関等の活動の流れを視覚的に理解できるように部隊ごとの活動を整理したタイムラインの作成や市の災害対策本部と応援部隊が相互に緊密な連携を図るため、必要な情報の収集そして共有するための体制を明確にするとともに、救助関係機関を始め災害応急対策に従事する関係機関が相互に情報共有する手段として、災害対策本部会議等についても具体的な要領を示して実効性の確保を図りました。

さらに、救助機関ごとに受援フローチャートを作成し、救助関係機関等に対する本市の受援対象業務が遅滞なく連動するようにいたしました。5ページはその一例である「自衛隊」の行動と本市の災害対策本部の行動を示すフローチャートでございます。

6ページを御覧ください。

只今、御説明いたしましたフローチャートに連動する形で、受援計画の本文にも初動期とそれ以後の12時間から72時間で区分した時間軸の中で、市の災害対策本部が実施すべき行動等について、より具体的に記述をいたしました。

(エ)のその他の救助関係機関として、現行計画にも記述しております国土交通省の緊急災害対策部隊や海上保安庁等につきましては、自衛隊等による救出救助活動とは受援対応の程度が異なることから、活動の概要と応援要請手続等について簡潔に記載するなどの整理を行いました。

3のその他の修正内容は、現行の計画に記載されていた内容の枠組みに大きな修正はございませんが、(1)の支援物資の受入れに関しては、実質的な物資の輸送作業を想定し、仕分けや保管作業エリアを設けて、活動の円滑化を図るための修正を行いました。

(2)の自治体応援職員の受入れでは、制度や応援協定による派遣の種別に応じて受入れ手順を整理し、受援対応の業務や役割を明記するなどし、(3)の災害ボランティアの受入れにつきましても、社会福祉協議会との連携による円滑な受入れに係る行動をフローチャート化して、本市の担当者が真に活用できるように内容の充実を図ったものでございます。

次に、「津市道路啓開計画案」について御説明いたします。

資料は、7-1「津市道路啓開計画案の概要」及び7-2「津市道路啓開計画案」でございます。

それでは、資料7-1を御覧ください。

本計画は、地域防災計画や災害時受援計画との連動はもとより、道路啓開に関する国の中部版くしの歯作戦道路啓開オペレーション計画、三重県緊急輸送道路ネットワーク計画などの考え方を踏まえて策定するものでございます。

資料の2ページを御覧ください。

3の道路啓開計画の優先度の基本方針は、緊急車両や物資輸送車両の通行空間の確保でございます。主要ルートを切り開き、発災直後の初動段階における、市内の自衛隊、消防等の活動のための経路の確保や全国からの応援部隊の到着に合わせた啓開ルートの選定を速やかに行うことを狙いとしております。

4ページのタイムラインを御覧ください。

このタイムラインでは、発災後の人命救助のリミットとされる72時間までに道路啓開を行う優先啓開ルートの考え方を示したものでございます。今

回の計画では、12時間以内に最優先で啓開を行うルートとして、救急想定ルートと受援想定ルートを定義いたしました。

救急想定ルートとは、広域応援部隊が到着するまでの間、市内の救助関係機関が活動できるよう、自衛隊、警察署、消防署、医療機関の施設の周辺道路等の早期啓開が必要な路線を選定したものでございます。

また、受援想定ルートとは、広域応援部隊が本市に到着後、迅速に活動が開始できるよう、各部隊の進出拠点から救助活動拠点までの全てのルートを事前に想定しておくことにより、各部隊の迅速な救出救助活動に資するものでございます。

5ページから6ページは、救急想定ルートと受援想定ルートの一例であり、代替ルートも含めて選定しております。

7ページの「道路啓開のタイムライン」をご覧ください。

各防災関係機関の緊密な連携を図るため、それぞれの行動計画を明らかにし、活動の競合や空白が生じることのないように配意したものでございます。

8ページから9ページの「道路啓開の行動内容」を御覧ください。

大規模地震等の被害が発生した場合、直ちに建設・都市計画部による災害時出動体制をとり、被災状況の把握、集約等を行った上で、市の災害対策本部において優先啓開ルートを決定し、実施するまでの行動内容でございます。

10ページを御覧ください。

このチャート図は、国土交通省による「くしの歯作戦」における道路啓開活動指揮系統図でございます。

以上、津市災害時受援計画の令和6年度修正（案）と、本年度新たに策定いたします津市道路啓開計画（案）の概要について御説明いたしました。

御審議の程よろしくお願いいたします。

会長（市長） ただいま事務局から二つの計画の修正案と策定案についてご説明をいたしました。委員の皆様から、それぞれすでにお気づきのこととか、何かご発言ございましたらお願いします。

いかがでしょうか？よろしいですか？

時岡所長、なにかありましたらお願いします。

時岡委員 御説明ありがとうございます。受援計画で一つ質問ですが、本編を見させていただきまして、担当部署や、協力してもらおう企業の名前はすべて書いてあり、非常に緻密に準備されているなという印象を受けました。

市長が冒頭でおっしゃったとおり、能登にも津市からもたくさん人が行かれて、おそらくなかなか上手くいかなかったと思いますが、能登地震の時に行かれた職員の方が、この計画の中身についてフィードバックを踏まえて作られているのかということを確認したいです。それが出来ているのであれば、能登の教訓を活かしていいものを作っていただいたと思います。

もう一点は、道路啓開計画ですが、こちらも市長が冒頭に御紹介いただいたように、国の方での道路啓開と非常に連携したような形での市道の啓開が記載されているが、我々としても、津市の方でこうやって市道まで我々の啓開をつなげる形で提供していただいたと感じています。

そこで、質問がございまして、道路啓開計画は、具体的にそこまではこの会社が来て作業するということまで決めているというような状況なんです。こちらもその市道の方の啓開について、具体的な割り当てを御検討されているのか、もしくは、する予定なのか。まあ、そういったようなことをすれば、国道の道路啓開の会社と市道の道路啓開の会社が調整等行えば、より実効性のあるものになると思いますが、その辺の具体的な割り当てみたい

なものを御検討されたりするのかどうかというところをお聞かせ願いたい。

会長（市長） ありがとうございます。
では、先に受援計画に対する質問で、被災地へ入った職員のフィードバックを踏まえた修正にしているのか。
防災室からよろしくお願いします。

事務局（防災室長） 防災室の山口でございます。
本計画に災害支援に当たった職員のフィードバックを踏まえた修正をしているのかという御質問に対する御回答ですが、津市からは被災地の輪島市にたくさんのジャンルで支援に当たりました。この受援計画には書ききれないジャンルのももございましたが、例えば、この計画に密接に関係する緊急消防援助隊です。消防隊が合計10日間以上も現場対応に当たり、そこで感じ取った課題や、輪島市の災害対策本部に派遣された職員からの課題も、この受援計画の修正に反映しております。
ですので、非常にいい計画が出来たのではないかと自負しております。以上です。

会長（市長） 次に、道路啓開計画について具体的にどのようにお願いをするのかということについて建設の方からお願いします。

事務局（建設政策担当参事） 建設部の奥村です。よろしく申し上げます。
先程の市道についての質問ですが、三重河川国道事務所にしていただいております、くしの歯作戦訓練にも三重県と一緒に参加させていただいております。
国や県と一緒に話をしている中で、やはり道路啓開というのは一体的にやっっていかなとなかなか難しいということを実感しました。これは、建設業協会とも、こういった道路啓開計画を作っているというのを共有させていただいたところで、やはり協会の方からもばらばらに指示があるのではなくて、一本のところから指示をいただきたいというお話をいただいております。
ですので、今後、国や県とここの地図に載っているルート、それぞれの場所に行くというのは、市道を通ってすべて行くというのではなく、くしの歯のルートや、三重県の緊急輸送道路を通った中で市道に入っていくというルートがほとんどになっておりますので、具体的に例えば県の方からくしの歯を通った後に、市長が申し上げた市道の永井病院の前の道路や市役所の前の道路を通って市道に行くという流れでお願いをしていくという形で、今検討を進めています。

会長（市長） 時岡所長いかがですか。それでは、どうぞ。

時岡委員 お答えいただきありがとうございます。逆に、それを踏まえて皆さんにお知らせですが、実際に南海トラフ地震が起こったときは、我々の事務所の会議室に国や県、津市が一同に参集し、そこに建設業協会の人と同じ部屋に参集します。実際にはその建設業協会の参集した人たちから各会社に指示がいくというようなオペレーションをとっていますので、事前にしっかりと計画の方で決めていただければ、いろいろなところから指示が変わってきて混乱するということにはならないような体制はしっかりと我々の事務所を構えていますので、そこはご安心いただきたいなと思います。

会長（市長） ありがとうございました。

その通りでありまして、ですから、基本はくしの歯がきちんと確保されるということが最優先で、その流れの中で、例えば病院の前とかも併せてお願いするというような調整を国のグリップの下で申し上げる。そういう立場になろうかと思しますので、あの建設業協会には国、県、市がばらばらに指示をしないで欲しいというのは私もあらかじめ伺っていますが、そうならない仕組みになっているということは確認をさせていただきたいと思いますが、藤谷さんなんかありますか？その辺についてどうぞ。

藤谷委員

三重県建設業協会一志支部の藤谷です。先程から御説明頂いておりますような形で指示命令系統は、そういう形で一体として連携した形でやっていたくことで、スムーズに、迅速に、確実にこの啓開というものが出来ると考えています。そして、意見はないですが、今の段階で、道路啓開計画の3ページの中にあるくしの歯ルートというのは本当に幹線の部分を中心として、この次のページにある緊急想定ルートや受援想定ルートとも重なる場所があります。その重要な幹線を中心に、国交省、三重県、そして津市と一緒に初動訓練を行っていますが、今後、話の中では三重県の緊急輸送道路や、先ほど冒頭で市長が言われました、重点的に重要な場所となる市道、県道においても、エリアを広げていくという話は聞いていますし、具体的に落とし込んでいただきながら、我々も訓練を中心に対応していきたいなと思っております。以上です。

会長（市長）

ありがとうございます。

他に何かございましたらお願いします。はい、ありがとうございます。

それでは、この後さらに詳細を御覧頂きまして、お気づきのことなど事務局にお知らせをお願いしたいと思います。

では、この後の手続等について事務局から説明をしてください。

事務局（危機管理課長）

お手数ですが、お手元の資料5「津市地域防災計画の令和6年度修正（案）等に係る意見提出について」を御覧ください。

本日、御説明いたしました修正案等に係る御意見につきましては、資料5のとおり、別紙1「津市地域防災計画の令和6年度修正（案）に係る意見書」、別紙2「津市災害時受援計画の令和6年度修正（案）に係る意見書」、別紙3「津市道路啓開計画（案）に係る意見書」にそれぞれ御記入いただき、郵送、FAX又は電子メールにて、12月9日（月）までに、文末の事務担当までご送付いただきますようお願いいたします。

今年度は能登半島地震で明らかとなった課題への対応や、8月の南海トラフ地震臨時情報の発表、台風第10号への対応等を踏まえて、地域防災計画の修正を行ったほか、同計画に関連して本市が策定しました津市災害時受援計画の令和6年度修正（案）及び津市道路啓開計画（案）についても、別紙1、別紙2及び別紙3により御意見を賜りたいと思いますのでよろしく願います。

会長（市長）

それでは、そのようをお願いいたします。

その他、皆様から何かございますでしょうか？

ちょうど予定しておりました1時間になりましたので、以上で本日の会議を終わらせていただきます。

大変、熱心な御審議をいただきまして誠にありがとうございました。

それでは事務局にお返しします。

事務局（危機管理部長）

ありがとうございました。

第2回津市防災会議の御案内をさせていただきます。

今回は、令和7年2月7日（金）の午後に開催を予定しております。詳細につきましては、改めて通知をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

また、先程、御案内しました意見書についてですが、ご不明な点があれば遠慮なく御連絡いただければと思います。

それでは、以上を持ちまして、令和6年度第1回津市防災会議を終了いたします。

本日は、お忙しいところ、誠にありがとうございました